

白根大通病院

入院のご案内

(ホスピス用)

ご不明な点は下記にお問い合わせください。

白根大通病院 地域連携室

〒950-1203

新潟県新潟市南区大通黄金4丁目14番地2

(直通) TEL:025-362-0310 FAX:025-362-0306

(代表) TEL:025-362-0260 FAX:025-362-0272



入院手続き

- ◇ 1階受付で行います。
- ◇ 入院誓約書・健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などをご持参下さい。
- ◇ なお、健康保険証等は毎月1回、1階受付にご提示ください。(保険証に変更があった時、新しい受給者証等が発行された時は、すぐにご提示ください。)

入院費の請求とお支払

- ◇ 入院費は毎月月末締めで翌月10日に請求書が発行されます。請求書受領後10日以内にお支払いをお願いいたします。
- ◇ 退院時には、後日請求書を郵送しますので、その後当院窓口または振込にてお支払いいただきます。
- ◇ 各種クレジットカード、デビットカードも利用できますので1階受付でご相談ください。

入院中に他医療機関を利用の場合

他院を受診される場合は、手続きが必要となります。外出・外泊中であっても、事前に職員にご相談ください。

入院生活のご案内

- ★ 食 事：食事は適時適温でご用意しております。
配膳時間 朝食 7:30頃 昼食 12:00頃 夕食 18:00頃
各病室に冷蔵庫が設置してあります。
各階ダイニングルームにミニキッチンがございます。ご自由にご利用ください。
- ★ 入 浴：週2回入浴を予定しています。
- ★ 洗 濯：お洗濯は、ご家族にお願いしております。病棟にはコインランドリーが設置してありますので、そちらをご利用いただくことができます。
- ★ 面会時間：別紙参照してください。
感染症流行状況により面会時間を制限・中止させて頂くことがあります。
正面出入口は、午後7時(土曜日は午後6時)～翌朝7時30分の間は施錠しています。 日・祝日は保安上のためB館出入口からお入りください。
夜間施錠中は「B館夜間出入口」のインターホンでお呼び出し下さい。
- ★ 外出、外泊について
主治医の許可が必要です。(「外出・外泊許可願」を記載していただきます)
希望される場合は病棟職員にお尋ねください。
- ★ 付き添いについて
主治医の許可が必要です。
ご家族が希望される場合でも、感染対策上制限が加わる場合があります。
詳しくは病棟職員にご相談ください。
- ★ 理美容室について
予約制ですので希望される場合は病棟職員にお尋ねください。

★ テレビの視聴について

テレビは貸出となります。貸出料が日額330円です。(有料個室は料金をいたしません。)

各種診断書等について

- ◇ 各種証明書・診断書をご希望される場合は、約1週間の余裕をもって1階受付にご依頼下さい。

入院にお持ちいただく日用品など

- ◇ 別紙「白根大通病院入院時持ち物(ホスピス用)」の用紙をご参照ください。

個人情報保護について

- ◇ 電話での入院照会(入院されているかどうかの問い合わせ)には応じておりませんので、必要な方へは事前に連絡していただけますようお願いいたします。
- ◇ 面会制限、その他個人情報についてご要望がありましたら、職員にお伝えください。

相談窓口について

- ◇ 社会的資源、経済的支援、施設申し込みなど、様々な相談に対応する窓口を設置しております。(A館1階 地域連携室) お気軽にご相談ください。

その他のお願いなど

- 携帯電話を使用する場所は職員にご相談ください。
- 公衆電話はA館1階エレベーター脇に設置されております。
- 院内に売店がございません。近隣のコンビニエンスストア、薬局等をご利用ください。
- 飲み物の自動販売機はA館1階通所玄関脇およびA3・A4・B2・B5・B6病棟に設置してあります。マスクの自動販売機は正面入り口にあります。
- 貴重品や多額な金銭は盗難の恐れがありますので持参しないでください。万一紛失等があっても責任は負いかねますのでご了承ください。
- ハサミ、ナイフなどの危険物と貴重品、現金の持ち込みはご遠慮下さい。
- 当院は全館および敷地内禁煙となっております。ご理解とご協力をお願いいたします。
- 災害発生時は、自治体等との連携をスムーズに行う必要がございます。お電話による状況確認等はお控えください。

迷惑行為への対処

医療は、患者さま、ご家族さまと医療者側の相互信頼関係のもとになりたっております。以下のような行為や病院職員の指示等に従っていただけない場合は、退院していただく場合や、必要に応じて警察へ通報する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 1.病院職員に対する暴言・暴力・セクシャルハラスメント等により、診療や業務に支障が生じる行為
- 2.病院内での喫煙、キャッチセールス、宗教・政治活動
- 3.他の病室・スタッフステーションなどへの理由なき入室や、他の患者さまへの迷惑行為